

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 1 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町特別会計条例新旧対照表（附則第 5 項関係）

改 正 案	現 行
（設置） 第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 0 9 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) 洞爺湖町国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 (2) 洞爺湖町介護保険特別会計 介護保険事業 (3) 洞爺湖町後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業	（設置） 第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 0 9 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) 洞爺湖町国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 (2) <u>洞爺湖町公共下水道事業特別会計</u> <u>公共下水道事業</u> (3) 洞爺湖町介護保険特別会計 介護保険事業 (4) <u>洞爺湖町簡易水道事業特別会計</u> <u>簡易水道事業</u> (5) 洞爺湖町後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業

洞爺湖町簡易水道事業給水条例新旧対照表（附則第6項関係）

改 正 案	現 行
（準用規定） 第5条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の具体的運用については、洞爺湖町水道事業給水条例（平成18年洞爺湖町条例第37号）の規定を準用する。	（準用規定） 第5条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の具体的運用については、洞爺湖町水道事業給水条例（平成18年洞爺湖町条例第37号）の規定を準用する。<u>この場合において、条文中の「管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。</u>

洞爺湖町公共下水道条例新旧対照表（附則第7項関係）

改 正 案	現 行
（使用料の算定方法） 第21条 使用料の額は、毎月使用者が排除した汚水の量に応じて、<u>洞爺湖町公営企業の設置に関する条例（令和5年洞爺湖町条例第 号）第3条第4項第2号</u>に定める処理区ごとに別表に定める基本料金と従量料金との合計額に当該合計額に課される消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	（使用料の算定方法） 第21条 使用料の額は、毎月使用者が排除した汚水の量に応じて、<u>洞爺湖町公共下水道設置条例（平成18年洞爺湖町条例第139号）第2条</u>に定める処理区ごとに別表に定める基本料金と従量料金との合計額に当該合計額に課される消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

洞爺湖町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例新旧対照表（附則第8項関係）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 略 <u>（公営企業への適用）</u> <u>第5条 この条例は、洞爺湖町公営企業における契約についても適用する。</u>	第1条～第4条 略

洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（附則第9項関係）

改 正 案	現 行
（非常勤職員の給与） 第17条 略 <u>（会計年度任用職員の給与）</u> <u>第18条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与については、洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第22号）の規定を準用する。</u> （委任） <u>第19条 略</u>	（非常勤職員の給与） 第17条 略 （委任） <u>第18条 略</u>

洞爺湖町情報公開条例新旧対照表（附則第 10 項関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 実施機関 町長、町議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、<u>農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者</u>をいう。	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 実施機関 町長、町議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、<u>農業委員会及び固定資産評価審査委員会</u>をいう。

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(第1条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(第1条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額

して得た額が <u>2 0 万円</u> を超える場合には、<u>2 0 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略	して得た額が <u>1 9 万円</u> を超える場合には、<u>1 9 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略
--	--